

▶会員の会費等滞納に基づく資格喪失についての公示

当協会会長は、2009 年度会費滞納会員に対し、定款第 12 条第 1 項第 4 号および同条第 2 項に基づく「会員の資格喪失」を通知しました。

資格喪失年月日：平成 23 年 7 月 22 日

資格喪失者：検定会員 82 名

資格喪失理由：会員は、入会金又は会費納入期限後 2 年以上、これの全額を納入しないときは、その資格を喪失する。

(定款第 12 条第 1 項第 4 号)

なお、会費滞納に基づく会員資格喪失者については、当協会のホームページに氏名を掲載公示しました。